

## 平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年9月12日 午前10時16分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 報告事項

1. 可児市地域防災計画の改定について

#### 協議事項

1. 農業法人との懇談会の結果概要及び要望案について

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	山田喜弘	副委員長	板津博之
委員	伊藤健二	委員	小川富貴
委員	中村悟	委員	酒井正司
委員	伊藤壽		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 欠員 (1名)

### 8. 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	古山隆行	防災安全課長	細野雅央
------	------	--------	------

### 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

委員長（山田喜弘君） では、ただいまから総務企画委員会を始めます。

まず初めに、可児市地域防災計画の改定についてを協議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

地域防災計画の見直しにつきましては、より実践的な内容にしたいということで、当初の予定を変更し、延長しまして長期間検討を重ねてきました。

去る8月30日に開催しました可児市防災会議で、この見直し作業を終わりにして、承認をいただいて決定をいたしました。今後、説明ですとか御案内等をしてまいります。その初めに、この総務企画委員会のほうへ御説明して、9月19日の議会全員協議会のところで御案内をしたいと考えております。この議会全員協議会の前に、きょうお時間いただいて委員会での説明をさせていただくということでございます。

この防災計画というのは、基本的な事項を定めておりますので、各分野の個別の計画ですとかマニュアル、そういったものをこれから整備してつくっていくものと、一部もちろんできているものもありますが、見直し等をしていくということもあります。それから今回、特に共助のところが大規模災害のときにぜひ必要だということで、各地域でつくっていただく、一般質問の中にもありましたけれども、各地区別につくっていただく災害時行動マニュアルというようなものを幾つかつくっていただく必要がありますので、これについての作成指針なども市がつくって、各地域のほうへ支援に入りたいというふうに思っています。ということで、きょうは新しい地域防災計画について御説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、詳細は担当課長のほうからお願いいたします。

防災安全課長（細野雅央君） それでは、地域防災計画につきまして、説明をさせていただきます。

今部長のほうから申しあげましたように、この地域防災計画の修正については懸案事項となっておりますけれども、去る8月30日の可児市防災会議において承認をいただいたところでございます。その承認をいただいた地域防災計画が今皆様方のお手元にある冊子ということでございます。今回の修正に関しましては、酒井前議長、それから川上現議長にも防災会議の委員として審議に加わっていただいたところでございます。本当にありがとうございました。

地域防災計画の進捗状況につきましては、これまでの総務企画委員会を通じまして、何度か御説明をさせていただいておりますけれども、今般8月に総務企画委員会のメンバーもかわったということがございますので、これまでの経緯と今回修正に当たって考慮した点、計画のつくりなどを簡単に説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この地域防災計画の修正につきましては、当初は平成22年7月15日に起こりました、いわゆる7・15豪雨災害を契機といたしまして、主に市の初動態勢の見直しであるとか、豪雨災

害対策を中心に地域防災計画を見直すという予定でいたところでございます。しかしながら、その後、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災を契機といたしまして、国や県などからいろんな被害想定であるとか対策指針というのが次から次へと示されてきたということがございまして、やはりこういった国や県の動向に合わせる必要性があったという現状がございます。

例えば、国からは平成24年8月に発表された南海トラフの巨大地震による被害想定。これは、もし何もやらなければ全国で32万人ぐらいが亡くなるという被害想定でございます。それから、岐阜県におきましては、平成24年9月に公表されました放射能拡散シミュレーションというのがございます。そういったものであるとか、平成25年の2月に県独自によるいわゆる地震時の新たな被害想定、こういったものが発表されたり公表されてきたということがございまして、当然これらのものを可児市の地域防災計画に反映させるなどの配慮が必要となったということでございます。

こうした背景によりまして、地域防災計画の修正には時間を要したというか、後のほうへずれてきたということがございます。また一方で、この地域防災計画の審議を行っていただきます防災会議におきまして、当時の現行計画、平成19年度に修正しております、前の地域防災計画がこういったもので冊子になっておるんですけれども、この冊子をベースにそのときは御説明をしたところなんですけれども、委員の皆さんからは非常にこの計画の内容がわかりにくいという意見が数多く寄せられました。特に共助を担っていただく防災関係の代表者からは、共助の取り組みということで非常に前向きに取り組んでいただけるという方たちばかりで、この平成19年度修正版の計画をベースに改定をしても自分たちは何をやっていいのかわからんという意見が多数寄せられたところがございます。したがって、この平成19年の修正版をベースとして、こういったスタイルを踏襲しても結局わかりづらい計画にまたなってしまうのではないかと課題が見えてきたというところがございます。したがって、そうした防災会議で出た意見を踏まえまして、今回の見直しのポイントの一つであります自助、共助を重視するという背景のもとに、共助を担っていただく防災関係団体が積極的に防災にかかわっていくという姿勢に応えるためにも、多少時間を要してでもわかりやすく使いやすい計画づくりが必要なのではないかとということで、方向転換をしたところがございます。そして、これまで4回にわたって防災会議を開催し、さまざまな御意見をいただいて今回の修正の承認をいただいたというところがございます。

防災会議につきましては、昨年平成24年11月21日、ことしに入りまして3月19日、7月18日、8月30日、合計4回開催をしたところがございます。

それでは今回の修正に当たって、考慮した点であるとか、計画の構成とかつくりのようなものをちょっと説明させていただきたいと思っております。

全般的に言えることといたしまして、できるだけボリュームは少なくいたしました。それから箇条書きを基本として、誰が見てもわかりやすい計画になるように詰めたところがございます。

計画の策定に当たりましては、事前の予防、いわゆる減災のために平時から行っていただく事項と災害が発生するおそれがあるとき、あるいは災害が発生したときから直ちに行わなければならない事項、それからその次の段階で行わなければならない事項、次に復旧・復興に向けた取り組みというふうに時間の経過によって取り組むべき事項を順次お示しをしたところでございます。また、それぞれの項目ごとに自助、共助、公助ごとにそれぞれの主体、例えば自治会などが取り組む事項というのをわかりやすく記述をしたというところでございます。こうした点が前回の地域防災計画と大きく変わった点ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、計画の構成、つくりを簡単に説明します。中身の詳細については時間の関係上、ちょっと省略をさせていただきます。

まず、総則といたしまして、今回の地域防災計画、ページが全部で通番ではなくて総 1とか、後から出てきます風 幾つとか、地震の地 何ページという書き方をさせていただいております。総則につきましては、総 1ページから総 6ページでございます。地域防災計画において対象とする災害を、これまでの一般対策編と地震対策編のこの2つの編から、風水害対策編、地震対策編、原子力災害・事故災害対策編の3つの編にふやしたところがございます。

計画の基本方針といたしましては、災害に強い人と地域をつくる、災害に強い都市基盤を整備する、災害に強い体制を構築するという考え方に基きまして、「みんなで守るみんなの命～自助・共助・公助で災害に強いまち～」を主眼に各種の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。今申したところは、総 4ページの部分をちょっとかいつまんで説明をさせていただいたところでございます。

それから次に、各対策編の概要でございます。風水害対策編につきましては、風 1から風 45ページまでに記載をさせていただいております。風 1ページに基本的な事項として、過去のいろんな風水害を列挙いたしました。そうした中で、今回可児市が可児市としての地域防災計画を作成するに当たりまして、直近にありました130年に1度と言われる7・15豪雨災害級、こういった大きな災害を想定して計画策定を行ったところでございます。これが1ページの基本的な事項の内容でございます。構成といたしまして、いわゆる平時、ふだんからの事前対策を項目ごとで、それぞれの主体ごとに、いわゆる自助、共助、公助ごとに事前の対策を記述しております。これが風 2ページから風 15ページに記載をしておるところでございます。

次に、災害発生のおそれがある時点、いわゆる準備体制時、水害の場合ですのでいきなり災害が起きるというのではなく、やはり気象情報とか雨の降り方、あるいは地域においてちょっと土砂崩れが起こりつつあるというような、そういう災害発生のおそれがある時点から、本当に災害が起きた発災時、それから発災時の数時間までにおいてそれぞれまた各項目ごとに、それぞれの主体ごとに、対応行動を記述したというところでございます。

次に、発災、災害が起きてからおおむね3日後までにおいて行うべき事項を同様に記載し

ておるといところでございます。

それから、最後の発災からおおむね4日目以降において、復旧・復興への取り組みを項目ごとに、それぞれの主体ごとに、また記載をしておるといところでございます。

今、数時間とか3日とかいろいろ言いましたけれども、これはやはり災害の規模によって、数時間が3時間になったり、ひょっとすると1日に当たるかもしれませんし、3日、4日というのが災害の規模によっては短くなったり、長くなったりすることは当然あるかというふうに考えております。

続きまして地震対策編です。地 1ページから地 49ページがこの地震災害に対する取り組みでございます。地 1ページと地 2ページに基本的事項といたしまして、今回この地域防災計画を策定するに当たって、先ほど言いました、ことし2月に岐阜県が発表いたしました地震被害想定調査結果に基づいて計画策定を行ったところでございます。それまでは、市内において最大で震度5強ということでしたけれども、このシミュレーションによっては市内で最大震度6弱を観測するということでしたので、この被害想定をもとに計画を策定したというところでございます。構成につきましては、風水害編と同じように、いわゆる事前対策、ふだんから行っていく対策、準備・警戒を含む地震発生時における緊急初動期、例えば地震予知情報が発令されるということもありますので、この準備・警戒というのをそこに含めて、地震発生時における緊急の初動期、それから少したってからその次に行く災害応急期、それから復旧・復興におけるそれぞれの項目をそれぞれの主体ごとに、同じように記述をしたというところでございます。

それから、原子力災害・事故災害対策編でございます。これは原 1から原 27というところでお示しをしておるといところでございます。今回、今までの可児市地域防災計画の一般対策編の中に原子力災害のことも触れられておりましたけれども、非常にごく簡単な記述でございました。原子力災害の対策におきましては、昨年岐阜県が発表いたしました放射性物質拡散シミュレーションの結果を想定して計画策定を行ったところでございます。そうしたことが原 1ページ、原 2ページに記載がございます。ちょうど原 1ページについて、ある一定の条件が整うと福井のほうから放射性物質が可児市の主に南部のほうに拡散するというシミュレーションになっております。原子力災害の対策の構成につきましても同じように事前対策、準備・警戒から緊急初動期、応急期、中長期対策というふうに同じように項目ごとに対応行動を記述したところでございます。

それから、あと事故災害対策につきましては、特に期間を設けることはいたしませんで、それぞれの項目ごとに対応行動を記述したというところで、これが原 20ページから原 27ページに記載がございます。

最後に資料編といたしまして、災害防災対策を補完する資料であるとかデータをお示しして災害対策の参考にしていただきたいというふうに考えております。

以上のように、災害の種別ごとに、平時と発災時におけるおおむねの時間経過ごとに、それぞれの項目ごとに、自助、共助、公助の区分を示して、実施主体がどのようなことを行う

のか、行動内容を簡潔に記述したというのが今回の地域防災計画の特徴ではないかというふうに考えております。

今回のこのつくりにつきましては、これまでのつくりとがらりと変わった体裁ということです。内容も非常に簡潔にしたということですので、あらかじめ県に確認したところ、これまでにはないスタイルということで、非常にわかりやすい内容であるという評価も受けているところでございます。従前の計画については、県の防災会議の詳細、いわゆる市町村の地域防災計画は県の防災会議の承認を得なければならないということで、どうしても県の計画のコピーに近いような内容になって、どうしても全国一律ほとんど同じような内容でしたけれども、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の関係によりまして、いわゆる各市町村の地域防災計画につきましては、県の届け出というか事後承認ということですので、かなり市町村独自の計画をつくることのできるということの背景の中でこういった計画づくりをしたというところでございます。

なお、内容をわかりやすくした分、どうしても簡潔になってくるということになりますので、防災対策を進める上でフォローするための具体的な個別計画やマニュアルが当然必要になってくるわけでございます。必要な個別計画であるとかマニュアルにつきましては、計画の中にこういったものを用意するということでお示しをしております、今後作成する、あるいは今あるマニュアルを必要に応じて見直し、修正をしていくという作業に移ってまいります。

この個別計画であるとかマニュアルにつきましては、地域防災計画の中には含めずに個別に別冊で用意すると。修正の必要性があったときにはその都度修正できるようにしていきたいというふうに考えております。今後のスケジュールといたしましては、できるだけ早い時期、なるべく早い時期にと思っておりますが、年度内中を目標に、市役所各課が個別計画やマニュアルを作成していくとともに、特に共助を担っていただく自治会などに対しましては、自治会が個別計画、マニュアルを作成するための標準的な指針を提示いたしまして、それをもとに自治会ごとに主体的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。これについては、その先になるかもしれませんが、年度がかわってからということになるかもしれません。

こういう計画を立てたところです。確かに世の中には完璧、完全ということはありませんので、今回の修正版が本当に完璧であるかということとは言えないかもしれませんが、とりあえず、これでまずやってみて、また実は災害対策基本法の改正がございまして、さらにまた地域防災計画、それぞれの自治体の地域防災計画の修正というのがまた近々求められるような状況でございます。さらに原子力災害対策におきましては、岐阜県の地域防災計画と整合性を図る必要性から、この点からも地域防災計画の修正が必要になってくるかもしれません。人口の減少であるとか、高齢化の進展、災害が非常に多様化しているという現状の中では、地域防災計画につきましても、今後も必要な都度修正を行っていくことが求められてくるのではないかと思います。先ほど部長が言いましたようにこの内容につきまして

は、9月19日の議会全員協議会で同様に説明をさせていただきたいと考えております。

今後も議員皆様方の御理解、御支援をよろしく願いをいたしまして、簡単ではございますが、この地域防災計画の今回の見直しに当たっての説明とさせていただきます。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

以上の説明につきまして、何か御質問のある方はしていただいて結構です。

委員（伊藤健二君） 2点だけ、どうしても先に聞きたいということがあります。

1つは、ボランティア活動、ボランティアの支援とか救援活動という言葉が中にありますけど、この活動の中核を担っていくところ、もうちょっと具体的に言うと、社会福祉協議会というのは明確な形で出てきていないんだけど、この文章の中、これは漏れたんと違いますが。もしくは、つくっている側は、前提になっていたんで、当然それは位置づけられたものという前提のもとにスタートしておるけど、まだちょっと全部点検で見切れていないんだけど、ボランティアという言葉もあるし、具体的に言うと、地震 17、地震対策編の第12節、ボランティア活動の支援という欄があって、これがどうもボランティアについては最初に出てくるというか、構造を解明しておる文章みたいなんだけど、この中に、社会福祉協議会が行う云々というこの市の欄に書いてある、ここに出てくるだけなんですよ、今のところね。もしあるなら教えてほしいんで、社会福祉協議会が迅速かつ円滑な災害救援活動を行うみたいだけど、そういう位置づけ方でいいのかどうか。社会福祉協議会の位置づけと、この文章の全体の中でどういう位置を占めているのかを説明してくださいということです。

総務部長（古山隆行君） 今御指摘のところって、ページ数でいいますと地震 17ですよ。

御紹介にあったのは公助の市の升の中の記述ですね。その上は社会福祉協議会がボランティアセンターを中心にやるという記述はございませんか。

委員（伊藤健二君） ボランティアコーディネーターの設置。社会福祉協議会がボランティアコーディネーターの設置はやるけど、ボランティアセンターを運営する中心軸にあるというのはどこに書いてあるんですか。

総務部長（古山隆行君） その市の上の箱ですね。下から2つ目の箱といいますか、災害時にボランティア活動するのは総合的に調整するボランティアセンターを速やかに設置するというので、そのための訓練も日ごろからやっていくよということで、ボランティアのなめはこのボランティアセンターで、それは社会福祉協議会が中心に運営をしていただくということを考えているということですね。

委員（伊藤健二君） そうすると、社会福祉協議会は書いてありました。ごめんなさい、私の見落としでした。

社会福祉協議会が位置づけられているけど、社会福祉協議会がボランティアセンターを速やかに設置する、それからボランティアのコーディネーターを配置して、それが人の動きで、きちっと動いていけるように統制、援助していくということもはっきりした。あと本部との関係の中でこの社会福祉協議会、社会福祉協議会と書く必要があるのか、ボランティアセン

ターというふうを書けばいいのかは判断が要るでしょうけど、その辺は市とか警察とか消防署、消防団は全体図の中に出てくるけど、社会福祉協議会もしくは社会福祉協議会のもとに設置されたこのボランティアの管理者というか、ボランティアのセンター長は、そういう人物、もしくは機構のトップが位置づけられていないように思うけど、それは特に何かお考えがあつてのこと、まだそこまでは細かく書いてないという意味で理解すればいいですか。

防災安全課長（細野雅央君） 社会福祉協議会がいわゆる公助なのか、共助の部分なのかというところですね。この計画をつくる際においては、確かに社会福祉協議会というのは純然たる公助というか、行政機関ではないかもしれませんが、この辺はちょっと中でも議論があつて、共助に入れるのか公助に入れるのか、庁内検討会議の中で、やはり社会福祉協議会というの、実際共助というよりはかなり公共性の高い組織ということで、そういう意味合いから公助に位置づけて、市と同様に、市から社会福祉協議会にお願いをして、今言われたようにボランティアセンター、あるいはボランティアをやっていただく方のコーディネートをするという、その中核的役割を社会福祉協議会に担っていただくというそういう位置づけで、今回計画を策定したというところでございます。

委員（伊藤健二君） そうしますと、確認的な内容ですが、NPO協会が行うほうは主に災害支援活動、いわゆる支援活動という概念で包括されているようですし、その公助、もしくは括弧つき共助の部分の社会福祉協議会、すなわちボランティアセンターのほうは、災害救援活動という概念で、支援と救援で言葉をかえて概念を分けているみたいだけど、意図的にそうやって分けているわけですね。活動をわかりやすくするために、性格づけをとるために。

防災安全課長（細野雅央君） やっぱりこのところはいわゆる共助と公助の部分との違いで、確かにグレーゾーンはあるかもしれませんが、そういう意味合いは今委員がおっしゃったような考え方でいくということです。

委員（伊藤健二君） 別件で、最後です。

実は8月23日ごろに美濃加茂市で山手幼稚園の屋根がすっ飛んで、相当でかい屋根でしたけど、あれがぺろっとめくられて飛ばされる、いわゆる竜巻のような突風がありました。9月に入ってから、御存じのように、一般質問でも言いましたけど、埼玉、千葉で、藤田スケールという、アメリカのハリケーンとか竜巻を解明した日本の大先生で藤田先生という方がおられるけど、あの先生がつくったスケールで、6段階で上から4番目、だから下から2つ目というか、F5が最大で、それがF5、4、3、2でF2だというんですね、日本の気象庁は。そういうのが最近起きて、昨年も1件あった、栃木県で。そういう例を踏まえて、竜巻って余り我々も関係なかったけど、運動会やら何やらで風が吹いたときに、テントがまくり上げられてテントが壊れるだけならまだいいけど、その下で子供がけがしたりというのも起きちゃいかんということで、いろいろとやりますよね、おもしろをつけたり。そういうことも考えていくと、この課題は今後の防災上の配慮すべき課題になってきているんだけど、残念ながらこの防災会議で検討された内容には、竜巻のたの字もまだ載っていないです。これは、時間的な流れからやむを得ないことだと僕は思っているんだけど、今後それを無視したまま



で、一切書かないままではいけないと思うし、ただ、岐阜県も書いていないのに、全国版の大もとが明確じゃないのに、可児市だけが3歩前へ出るというのは、それは無理だと思うんですよね。だから、当面どういう対応していくかについて、方針化を一度検討してほしいと思うけど、それについてはちゃんと意識の中に入っているかどうかをお聞きしたいわけです。議会側というか、議員の立場からは。

防災安全課長（細野雅央君） 以前から、伊藤委員のほうからそういった御指摘とか御提案、をいただいております。当然執行部といたしましても、今言われたように、国や県の方針が固まっていないのにというところはあるかもしれませんが、やはり何らかの形で、例えば予防において、例えば本当に今言われているような竜巻とか突風が来そうなときには、頑丈な家というか建物に避難する自助とか、そういうようなことを書き込むかどうかはあれなんですけど、そういう認識は当然必要であるというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 民間の保険なんかでは、竜巻の被害は暴風雨の中に入って補填されるというのが、保険ではそうです。風ですからね、あくまでも。それらの対策の中で、広がりを見せた対応をしておくということも可能かなというふうに思います。

あわせて、さっきおっしゃったボランティアの社会福祉協議会の件ですけれども、私、阪神・淡路大震災も今回の東日本大震災も両方足を何度も運んで、本当に感じるのは、ボランティアに関しては自主的に住民がやられるほうが、行政が絡んでやるところよりもうんと運営が明るい、スムーズ。最初私阪神・淡路大震災でボランティアに行ったとき、行政には拒否されました。いっぱい荷物積んでいって、置くところがないだとか、ここから持っていくところがないだとか、夜中の3時ごろ着いたんですけれど。でも、うろうろしているうちに困った人にいっぱい会うんです。そうすると、そこからつながりがどんどんできていくんです。民間のつながりのよさというのはそこにあると思うんですね。求めている人たちはいっぱいいるけど、行政がそれをつなげないんです、発災後のいろんな混乱しているときは。ただ、今回の東日本大震災ではボランティアがまだ入ってきてくれるなというようなものが出ましたよね。混乱するから。それは行政が一括しようとする、そういうことになるんですけど、その間に困っている人たち、震えている人たちがいるわけです。そこら辺が、行政がどこまで自分たちで仕切ろうとするのかどうなのかは、あらかじめやっぱり少し考えておく必要があるかなというふうに思います。

今度は私の質問に入ります。3点ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、平時のときから、これ私の一般質問でさせていただいたところがあるんですけれども、平時から行政がしておかなきゃいけないことは、やはり何かあったときに、大きな災害ですよ、原子力災害なんかで汚染されたりしたときに、住民を避難させる場所を市内あるいは市外で、平時からコンタクトをうまくとって、総務部長も一般質問の答弁で答えてくださいましたけれど、住民をある程度受け入れてくれる市町村を平時から仲よくしてつくっておくということは、とても大事な公共としての役割ではなからうかなというふうに思いますが、どうですかということが1点目の質問です。

2点目、野呂議員も今回の一般質問でやってくださいましたけれど、協力団体の中に医師会は書いてあるんですけど、薬剤師会も書いてありますけども、獣医師会が入ってないんですね。何かあって、人間だけではなくて、一緒に暮らしている動物がひどい災害、足がどうだかなった、ひどくけがをしたといったときに、みんながちゃがちゃしてますから、獣医さんたちだって、そういう医師会が受けて立つというようなものがなかったら、ぱらぱらになって受けてくれるもとが探せないことってあると思うんです。でも、何か大きな災害があったときに、獣医師会のここに連絡すれば必ず診てもらえるというものがあつたら、私みたいに犬を家族だと思っておる人間にとっては、物すごい重要な、必要な点であるという、今犬の頭数が全国でどのくらいになっているか御存じだろうと思いますけれども、本当に家族として暮らしていらっしゃる方たちって多いって思うんです。自分がけがするよりも、犬のけがを先に治したいと思うような人たちって、結構私だけではないというふうに思いますので、こういった点もできたら配慮していただきたいというふうに思います。

防災安全課長（細野雅央君） ちょっと確認ですけど、避難の話は原子力災害ということでよろしいですね。

実はこの避難、例えば本当に福井のほうで事故があつたときに、放射性物質が拡散してきたというシミュレーションによって、今回県も地域防災計画の中に原子力災害対策編というのを起こしているいろいろ決めておるんですが、実はこの原子力災害というか、原子力事業所で事故があつたというのは、放射性物質がどこへ拡散していくのか、そのときの気象状況などによって非常に違ってくることがあります。国の原子力規制委員会のほうでは、まず原子力発電所のおおむね5キロ圏内については、どこへ行くのかを決めなさいと。それから30キロ圏内のいわゆるUPZと言われるところについては、できるだけというようなことでして、いわゆる順番に原子力発電所から近いところからどこへ行くのかというのを順番に決めていくという手順があるんです。岐阜県においては、今の揖斐川町の旧坂内村と旧藤橋村の一部だけがその30キロ圏内にかかっているんで、もし福井のほうで原子力発電所事故が起きて、まずそれほど拡散はしてこないけれども、そこがちょうど30キロ圏内なので危ないかもしれないといったときに、県はその旧藤橋と旧坂内村については、揖斐川町の中央公民館に避難をしますという、そこまでは決めてあるんです、今の県の計画の中には。ところが、30キロ圏内でその放射性物質の拡散がおさまらないと、さらにどんだん東のほうに来たという場合ですと、もちろん揖斐川町はかなりの部分か、ほとんど全域かもしれませんし、大垣市であるとか、関ヶ原町とか、そういったところにも拡散していくんで、じゃあもう少し広いエリアに拡散してきたときにどこに避難をするかということこれから県は検討するという、今そういう段階です。

したがって、ここで例えば、もう少し東のほうの岐阜市であるとか、各務原市であるとか、ひょっとしたら可児市とか多治見市ということもあるかもしれません。それが決まって、さらに放射性の物質がどんだん100キロ圏内、可児市の辺にも来たとなると、もうこれは非常に広域的な避難をしなければならないということがありますので、本当に一自治体とか一都

道府県単位で判断できるかどうか、最終的には国がもう少し基本的な、できるかどうかはわからないですけど、方向性を示していただく必要があるのかなということを考えておるんですけども、現在、先ほどちょっと説明した原子力災害対策編の修正が必要になるというのは、そういう県のいわゆるどこに避難するかということがまだ限定的でしかありませんので、そういったことについてはやはり考慮していかないかんですけど、具体的にどこへ行くの、どこへ逃げるのかということを決めるというのは非常にまだハードルが高いということで、現在まだ。その必要性はあると。

委員（小川富貴君） 私、一般質問での総務部長とのやりとりで、飯田市のことを御紹介して、ふだんから何かあったときにお互い助け合おうよというような関係を全課を通じて、要するに防災担当課だけじゃなくて教育も福祉も、全ての課で職員のやりとりをやっていて、すぐ対応できる人的交流をやっていて、とってもすばらしいことだなあと思うんですよ。私、福島へよく行っていて、子供たちとの交流も持って、本当に思うことは、起きたすぐのときも問題ですよ、風の中で遊んでいますから、本当に。うちの子供なんて帰ってきて鼻血出しているんです。そういうところに子供たちが遊んでいるんです。今でもいいんです。たった1カ月でもあの子供たちを、あの環境からこちらに持ってくるだけで、放射線の影響が随分下がるんですって、1カ月だけでも子供を預ければ。そういうことをどうして、わかっているのに、知らない人が多いのかもしれない、わかっているのにやれないのか、国を待っているんじゃないかと、本当に顔の見えるその子を何とか1カ月だけでも預かりたいというような仕組みだから、名古屋でもお寺で1カ月子供たちを預かるみたいな取り組みもあるんですけど、そういう情報を得て、ここに何かあったときにその子供たちは私のところに預かっていいよと言ってくれるような自治体をふだんから、できたら本当につくっておいていただきたいというのが願いでございます。

防災安全課長（細野雅央君） 小川委員の一般質問のときに、部長が答弁した中で、市町村広域災害ネットワークというのがありまして、それに可児市も加盟しております。そういったところは定期的に会合を開いております、実はその質問を受けてから、去年の秋ですかね、11月ごろに集まった会議の中で、今言われたようなことを問題提起をさせていただいたところです。その中に実は静岡県の磐田市はまさに浜岡原子力発電所から本当に逃げなければいけないので、逆に可児市の方で、そのときはぜひお願いします。逆に可児市が受け入れるという、それはお互いさまというか、お互いに支援したりされたり、そういうことを通じて、今委員おっしゃったような顔の見えるようなつき合いというのは少しずつ広めていきたいというふうに考えております。

それから2点目の獣医師会についてです。

今回の一般質問にもございましたが、今回この計画の中には獣医師会という言葉は入っておりませんが、いわゆる災害時における避難所での動物救援マニュアルといったものを作成した段階で、実際のいろんな協定とか、連携していくということは、何もここに書いてなくてもできる話ですので、そういったことはさっき言われた、今後配慮していき

いというふうに考えております。

委員長（山田喜弘君） その他の質問ありますか。

委員（小川富貴君） 発災したときの中・長期、要するに発災したその時期だとか、短期では考えられるんですけども、阪神・淡路大震災でもそうですし、今東日本大震災の被災地でも起こりつつある孤独死のところへのアクセスというんですかね、ボランティアのアクセスみたいなものも少し言及しておくといいかなあというふうに思います。やっぱり孤独死がどんどんふえていくんですね。私が思う解決法、解決にならないんですけど、ボランティアが未永く中・長期にわたるんだと、支援というのは短期もあるし、中期もあるし、実は長期が命を救うことにもなるんだという概念みたいなものを防災の計画の中にもあらかじめ入っているということも必要なあというふうに思っています。避難されて、最初は体育館にいた老人が仮設に入って、仮設に入ったからいいわで切れてしまうんです。仮設に入った後も、あのどこへ行ったんだろう、元気だろうかと思える人がいてくださって、その活動が続いていくということが大切なあというふうに思います。

総務部長（古山隆行君） 一連のボランティアについても、行政が元締めしないほうがいいとか、そういうのにつながっていると私は思います。まさに行政は全体の復興計画とか、さまざまなことをやらなきゃいけなくて、きめ細かなケアのところへいかないんですよ。まさにそういうところを埋めていただくのはボランティアなんじゃないかと思いますね。住宅さえ確保すればいいということではないと思います。今も21万人でしたかね、避難中だということを見ると、長期的なケアというのが、精神的な部分がとても大事だと思いますね。そういう部分に行政が一定程度必要なんでしょうけど、きめの細かいニッチな部分といいますか、手が届かないというところはまさにボランティアの皆さんの活躍に期待するところだと思います。いずれにしても、重要性はおっしゃるとおりだと思いますので、もうちょっとその部分を捉えてもいいかもしれませんね。

委員（小川富貴君） そういうものがあるということを紹介しておくだけでも、最初の認識が違うと思います。ちなみに、二十七、八万人だと思います。

委員（伊藤健二君） 避難者の総数がでしょうか。

委員（小川富貴君） 1週間ほど前だと27万人と言っていた、ニュースで。

委員長（山田喜弘君） その他よろしいでしょうか。

副委員長（板津博之君） 次もあるんで、もう終わろうかと思ったんですけど、ちなみに今の協定の話は、資料の15ページから17ページに一覧で載っておりますので、執行部にかわって御案内をさせていただきます。

それで、どうしても私聞きたかったのは、この場で聞くべきことじゃないかもしれませんが、前回の一般質問で、MCA無線の受信状況が悪いということをやらせてもらって、そのときに総務部長のほうから、公民館の中で受信できないところが、たしか今渡と川合と兼山ということがあったのが1点気にかかるのと、もちろんうちは平牧地区で、留署にレピーターをつけると、いわゆる中継局をつけることでカバーできるというようなお話、それは自己

負担になるということだったんですけど、ここの資料編の中にも、資機材の中で34ページにMCA無線が30台入っておりますので、ちょっとその確認だけ、この場でいいですか。

防災安全課長（細野雅央君） この間の一般質問を受けまして、早速一般財団法人移動無線センターと調整して、いろんな確認をいたしました。やはり確かに無線が届きにくい、デジタルですと本当に届くか届かないか、ゼロか100かのような違いになりますので、今、どうしたら通じるようになるのかというのをちょっといろいろ検討して、レピーターみたいなものを設置すればいいのかどうか、ちょっとそういったことを検討した上で今後対応していくということで、おおむねの方向性は固まったところでございます。今後も避難所には配備をしていきたいものですから、この間の防災訓練で実は公民館のほうはもうわかっておりますので、小・中学校のほうにちょっと一般財団法人移動無線センターから借りて実験をして、やっぱり届かないところ、届くところいろいろあるみたいですので、公民館だけでなく避難所全般にわたって対応していきたいというふうに考えております。

委員長（山田喜弘君） その他ございませんか。

委員（伊藤健二君） 今のMCA無線ですが、紹介いただいた資料の34ページ、移動系無線局デジタルというのが、総数で30台と書いてあるけど、これは現実にことしの4月1日配備されている実際量だよという表の理解でいいですか。そうすると、これ去年の総務企画委員会でもらった資料で、3月13日の総務企画委員会資料の3の3なんだけど、ここ見るとMCA無線が種別で合計85台と書いてあるけど、これは85台整備しようという計画だというときの資料ですか。それが30台まで行って、85台まで目指していくという方針は変わっていないと。はい、ありがとうございました。

〔発言する者あり〕

委員長（山田喜弘君） そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

地域防災計画についてはこれで終了とさせていただきます。

9月19日の議会全員協議会に本日の資料を持参していただくよう、よろしく申し上げます。

以上で、協議題1は終了とします。執行部は退席していただいて結構です。

続いて、協議事項に農業法人との懇談会の結果概要及び要望案についてを協議題とします。

まず初めに、要望案を事務局から朗読してもらいます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） 事務局のほうで、当初の要望案を朗読させていただきます。

可児市の農業政策に対する要望について（案）。

可児市議議会基本条例第3条に基づき、市内農業法人との懇談会を行いました。それを踏まえ、総務企画委員会として以下のとおり要望いたしますので、御検討いただきますようお願いいたします。また、後日検討結果をお知らせ願います。

1. 可児市が農業に積極的にかかわっていく姿勢を示し、各部署が連携をとりながら、農家（農業法人）や商工会議所（企業）と連携し、付加価値の高い農産物の生産や6次産業化、地産地消、販売方法などを検討する行政も参加する総合的な会議の設置を要望します。

2. 行政にある耕作放棄地情報を受託希望者に提供できるよう検討すること。情報提供を行う場合には、土地所有者からの委託依頼に対し、土地の所在、面積、形状などの条件情報を一括して取りまとめを行い、依頼者と受託者へのサポート体制の構築を要望します。

3. 耕作放棄地の復旧に関して、国や県、県農業会議と交渉し、活用できる補助金の調査・検討をすること。また、他市の状況を調査し、可児市独自の補助制度を要望します。

4. (仮称)遊休農地サポーターを検討し、耕作放棄地の荒廃化を防ぐ仕組みを要望します。

以上です。

委員長(山田喜弘君) 今朗読させていただきました可児市の農業政策に対する要望案についてを協議します。

まず、案として提示させていただきましたこの案について、修正するべきかどうか御検討いただきたいということで、修正すべきだということであれば、一旦休憩をとって要望案を再度作り直しますが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

このままでよければこのままにしますし、過不足があれば、案を作り直すということを作業させていただきますので、御意見をいただきたいと思います。

では、補足を副委員長のほうから。

副委員長(板津博之君) 一応これにつきましては、委員長と副委員長と、あと事務局のほうで農業法人との懇談会で、この中で前回から残ってみえるのが委員長と伊藤健二委員と伊藤壽委員ですね。そのお三方は恐らく経緯がわかってみえると思うんですが、ほかの委員の方でこの文章を見られて、結構うまくまとまったと思うんですが、もしここはこうしてほしいというところがあったら、また御指摘願えればと思います。以上です。

委員(伊藤 壽君) 4番ですけど、遊休農地サポーターを検討し、耕作放棄地の荒廃化を防ぐ仕組みを要望しますって……。

委員長(山田喜弘君) 修正したほうがいいということですか。

修正するという事なら、一旦とめさせてもらいます。

休憩 午前11時14分

再開 午後0時05分

委員長(山田喜弘君) 総務企画委員会を再開します。

では、可児市の農業政策に対する要望についてを事務局から読み上げます。

議会事務局書記(熊澤秀彦君) では、修正したものを読み上げさせていただきます。

可児市の農業政策に対する要望について。

可児市議会基本条例第3条に基づき、市内農業法人との懇談会を行いました。その結果を踏まえ、総務企画委員会として以下のとおり要望しますので、御検討ください。また、後日検討結果をお知らせください。

1. 可児市が農業に積極的にかかわっていく姿勢を示すとともに、各部署が横断的に連携

をとりながら、農家（農業法人）や商工会議所（企業）と連携し、付加価値の高い農産物の生産や6次産業化、地産地消の促進、販売方法などを検討する総合的な会議の設置を要望します。

2．行政にある耕作放棄地情報を受託希望者に提供できるよう検討すること。情報提供を行う場合には、土地所有者からの委託依頼に対し、土地の所在、面積、形状などの条件情報を一括して取りまとめを行い、依頼者と受託者へのサポート体制を構築するよう要望します。

3．耕作放棄地の復旧に関して、国や県、県農業会議と交渉し、活用できる補助金の調査・検討をすること。また、他市の状況を調査し、可児市独自の補助制度や耕作放棄地の荒廃化を防ぐ多様な仕組みづくりを検討することを要望します。

以上です。

委員長（山田喜弘君） 以上で、農業政策に対する要望書を提出していきたいと思います。

また、細かい字句については、委員長、副委員長にお任せいただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、これをもちまして、総務企画委員会を終了させていただきます。

閉会 午後0時07分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月12日

可児市総務企画委員会委員長